

明治前期中国山地農村における土地売買と小作契約

～40町歩地主栗本家の事例から～

中山 富 広

【キーワード】地主制、共同体、小作証書、小作料

はじめに

本稿は従来のいわゆる寄生地主制論とはやや異なる角度から、ささやかな分析を試みようとするものである。寄生地主制、この地主小作関係は、小作経営の零細性と現物小作料（米納制かつ高率高額）ゆえに、また地主の小作に対する経済外的強制の発動によって半封建的な制度として位置付けられてきた。したがって地主と小作人は支配・被支配関係であり、現在に至るまでの多くの研究論文において、明治期の地主が小作人を支配すると表現し、その「支配」の特質が論じられてきた¹⁾。一方、佐々木寛司氏らの地租改正研究に目を向けると、地租改正によって近代的租税制度と近代的土地所有とが体制的に成立したと論じられている²⁾。近代的土地所有制度のもとでの土地売買に基づく地主小作関係がなぜ半封建的關係になるのか、単純ながらも疑問とせざるをえない。これを整合的に理解するには、①近代的土地所有制度であっても地主小作関係はもろもろの理由によって半封建的なものになりえた、②地租改正によって近代的土地所有が成立したわけではなかった、③そもそも地主小作関係は半封建的關係ではなかった、のいずれかであろう。

近年、水林彪氏は地租改正前後の社会の根底を共同体的土地秩序社会から土地商品化社会への移行であったと論じている³⁾。水林氏の論は、この移行を単純に近代化もしくは資本主義化としてとらえることへの批判を意図したものである。共同体的土地秩序社会とは、共同体構成員の身分と生業を守るため、耕宅地・山林等が他者へ移動することに制限が加えられることを原則とする社会であると思われる。そこでは村役人や親族などの斡旋や扶助があって、没落に直面した構成員に何らかの手がさしのべられる。

本稿はこの共同体的土地秩序の解体という点に着目しながら、明治前期の土地売買によって成立した地主小作関係について、小作人「支配」ではなく小作人との「契約」のあり方に注目し、そこで契約される小作条件の歴史的な性格に言及しようとするものである。分析の対象とする栗本家は広島県恵蘇郡（のち比婆郡）奥門田村（のち高野山村奥門田）を本拠とする地主である。大正6年の地価総額は約6,000円で旧高野山村では第1位であった。栗本文三郎が明治元年に家督を相続した時点で、栗本家は自作田1町8反余、小作田1町2反余の手作り小地主的存在であっ

たが、同22年に家督を長男の守四郎に譲った時には小作田32町歩余の地主となっていた。畑地を加えると40町歩となる。文三郎の跡を継いだ守四郎は早くも明治32年に亡くなるが、その時点で小作田は40町歩をこえていた⁴⁾。本稿は明治前期と題するが、明治30年までの土地売買を対象としたい。

ところで備後地方の地主制研究は南部の福山地方周辺を対象として、有元正雄、勝部真人、棚橋久美子氏らの成果があるが⁵⁾、備北地方に関しては一事例の報告すらないのが現状である。「近畿」型とされる福山地方の地主と、本稿の栗本家は地主としての性格が異なると予想され、むしろ株小作の形態が多い出雲地方と比較しなければならないが⁶⁾、それは今後の課題としておきたい。

I 栗本家の土地購入～共同体的土地秩序の解体～

1. 土地購入の形態とその特色

明治11年2月中旬、守四郎は「従前より室屋（栗本家の屋号）附田畑山林買受証文扣三冊相認め控え居り候処、明治九年三月十二日夜、居宅火難に付焼失致し、依って再応相調え申す⁷⁾」こととして、延享3（1746）年の土地売券を1号として明治3年の63号までを1冊に筆写し「売切

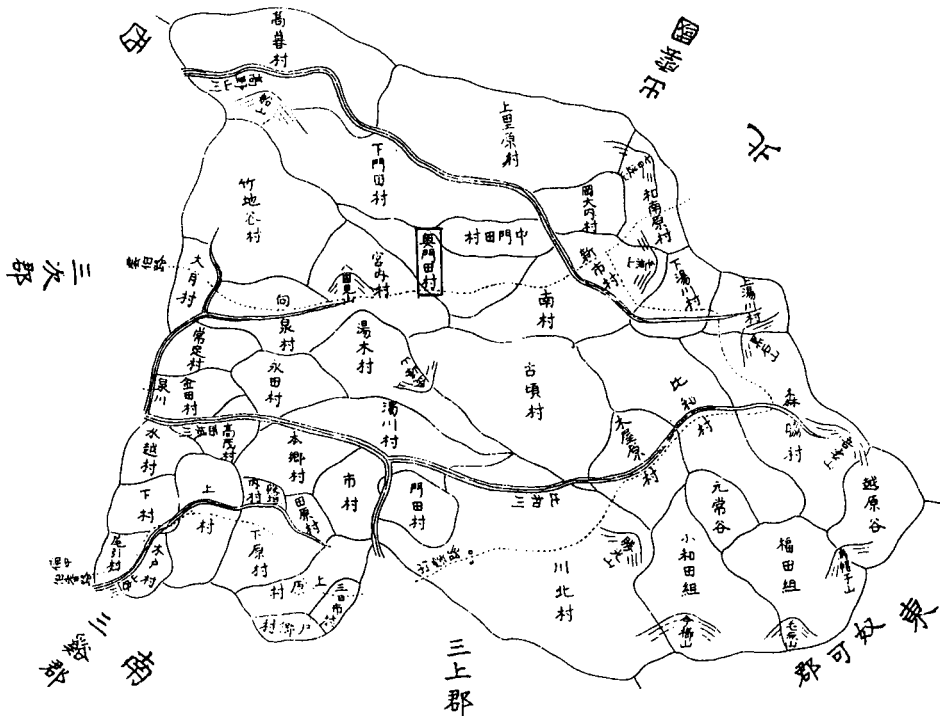


図1 恵蘇郡全図（『芸藩通志』第5巻より転載）

証文控（第壹号）」とした。同月下旬には続いて「地所売切確証控（第貳号）」を作成し当初の目的をなしとげた。以後も守四郎は「地所建物売切証控（第五号）」まで作成しているが、「第四号」（172～266号）が残されておらず、この部分は一紙文書で購入状況を復原した。ただし10通ほど欠けている。また「第五号」の330号までを分析の対象とした。

これらを年次別に整理したのが表1である。ただし山林のみの証文は取り上げなかったため、実際のデータは192件となる。栗本家の耕地取得は、明治10年まではそれほどさかんではなかったことがこの表からうかがえる。しかし明治10年から26年まで、3ヶ年を除いて年に1町歩以上の田地を購入している。同様に宅地の取得も明治10年から始まる。また畑地についても計10町歩以上を取得していることがわかる。明治8年から12年にかけて実施された地租改正事業によって共同体的土地秩序の解体に拍車がかかったことは否定できない。

表1 栗本家の田畑・宅地の年次別購入

年代	件数	田(反)	畑(反)	宅地(反)	購入額計
～文久2	10	7.9+ α	16枚+ α	?(1)	13.8石、50兩余、850匁
明治1	5	3.1	1ヶ所	—	46.4石
〃 3	10	6.8	2ヶ所	—	65.5石、4874匁
〃 4	5	3.4	—	—	44.4石
〃 7	2	3.4	0.2	—	28.0石
〃 8	2	5.9	—	—	22.1石
〃 9	1	1.9	—	—	6.9石
〃 10	5	10.9	1.7	0.0(1)	40.8石、78.4円
〃 11	8	13.8	—	0.0(1)	49.4石、140.4円
〃 12	14	41.4	13.8	5.0(8)	117.5石、564.5円
〃 13	9	19.3+ α	0.3+ α	0.0(1)	146.5石、964.7円
〃 14	7	9.8	9.4	0.8(2)	67.1石、153.0円
〃 15	7	8.1	2.8	0.4(1)	47.2石
〃 16	14	22.8	11.5	1.3(3)	97.5石
〃 17	18	27.0	6.2+ α	1.1(4)	117.3石
〃 18	14	35.8	23.6	3.3(8)	96.5石、80.0円
〃 19	10	22.6	8.1	1.1(4)	0.2石、194.5円
〃 20	7	15.6	4.2	2.2(4)	23.5石、211.0円
〃 21	5	15.1	8.1	0.6(2)	42.9石、82.8円
〃 22	11	24.2	9.9	0.7(3)	139.3石、132.8円
〃 23	3	3.0	0.0	0.4(1)	17.5石、22.0円
〃 24	6	16.1	5.5	0.8(2)	82.4石、7.0円
〃 25	4	20.5	2.6	0.9(3)	135.9+ α
〃 26	9	15.2	5.2	1.2(4)	117.3石、48.0円
〃 27	3	1.3	3.1	0.0(1)	9.3石
〃 28	1	1.1	—	—	19.1石
〃 29	2	7.9	0.9	0.4(1)	78.4石
計	192	365.1+ α	118.1+ α	21.4(55)	1673.2石、2679.1円ほか

注)「売切証文控」(明治11年)、「地所建物売切証控」(明治24年)などにより作成。明治12年までの面積は検地帳等の面積で実面積ではない。また宅地の()内の数値は筆数を示す。

表2 田畑宅地の購入先

	奥門田	中門田	下門田	新市	岡大内	上里原	高暮	竹地谷	南	下湯川	上湯川	計
～文久2年	8			2								10
明治1～3年	15											15
〳 4～6年	5											5
〳 7～9年	5											5
〳 10～12年	13	5	2	1	1	5						27
〳 13～15年	12	3	3	1		2				2		23
〳 16～18年	26	5	4	5	2	2			2			46
〳 19～21年	6		3		5	2		3	1		2	22
〳 22～24年	7	2			2	2	2		2	2	1	20
〳 25～29年	7	2	2	2		3	2		1			19
計	104	17	14	9	10	16	4	3	6	4	3	192

注) 表1に同じ。

表3 土地購入の形態

	田のみ / 田畑のみ / 畑のみ	田・田畑と山林のみ	宅地のみ	宅地と他の地目	田畑宅地山林跡	山林のみ	計
～元治1年	7	2			1	27	37
明治1～3年	4	10				15	29
〳 4～6年	3	2				3	8
〳 7～9年	1	4				10	15
〳 10～12年	5	13	4		5	3	30
〳 13～15年	10	7	1	2		8	28
〳 16～18年	11	21	5	3	8	5	53
〳 19～21年	6	6	3	3	4	5	27
〳 22～24年	4	10	1	1	4	4	24
〳 25～29年	5	7	2	2	3	4	23
計	56	82	16	11	25	84	274

注) 表1に同じ。同一の売主で別々に証文が作成されている場合、日付が同一のものは一件とした。

表2は購入地を村（明治23年からは大字）別に整理してみたものである。旧藩時代に新市村の2通があるものの、明治9年までは居村の奥門田村で耕宅地を購入していたが、地租改正が進行中の同10年からは他村の耕宅地引受が大いにみられるようになった。しかし竹地谷村を除いて旧藩時代の高野山組の組内に限られており、なかでも中門田・下門田村と、新市村から王貫峠へ至る岡大内・上里原村での購入が多い。

次に表3の説明に移る。これは栗本家が土地を取得するにあたって、どのような地目を購入したのかを示したものである。証文が複数作成されていても、売主と日付が同一のものはこれを1件としたので330号の証文は274件と少なくなっている。土地取得に際しては、田もしくは田畑と

山林の組み合わせ（82件）と、山林のみ（84件）の購入というパターンが多い。また山林を伴わない耕地のみの購入も56件みられた。残る52件は宅地が絡んだ購入であるが、宅地のみの16件とすべての地目を含む取得が25件もあることが注目される。このなかには一跡（一式）購入も含まれ、何々「名」の購入というかたちで表現される場合が多い。この場合は出雲地方の株小作に比定されようが、当地方でも「再版譜代化」の途をたどったかどうかは別個に検討されねばならない。

ところで表1に戻って、田畑宅地の証文数が192通となっているので、山林のみ売買証文は単純に138件であった。廃藩置県までに限定すると、1～65号のうち山林のみを対象とした証文は40通に及んでいる。困窮に直面した百姓がとりあえず栗本家に山林を引取ってもらったということであろうか。文三郎が家督を相続した明治元年にはすでに57町歩の山林を所有しており、家督を守四郎に譲った同22年末には277町歩に増加していた。しかしこの雑木が多い山林の地価額は面積に比してわずか182円であり、栗本家にとって食指が動くような良質の山林にはほど遠く、したがって共同体構成員のとりあえずの救済を求められた結果にすぎないものと思われる。

2. 土地購入の具体的事例～売主側からの視点～

まず数回にわたっていわゆる切売り（証文5通以上）した売主を表4として示してみた。栗本家に通算1町5反余の田を売却したK佐太郎は奥門田村の代々の庄屋筋の家柄であったが、幕末期から借財が高み耕宅地を手放していった。宅地は売却されていないが、これは表5のG浪次郎

表4 証文5通以上の売主一覧

村(大字)・人名	数	期間	田(畝)	畑(畝)	宅地(畝)	その他
奥門田・K佐太郎	14	1～14年	152.5	32.0	—	腰林⑥、草山⑬、山④、他
奥門田・N直蔵	5	1～14	39.5	19.5	4.5	腰林②、草山⑫、山③、他
奥門田・S善作	8	1～16	44.5	11.3	3.5	草山⑤、薪炭山①、他
奥門田・N喜代太郎	12	1～19	130.1	32.1	1.9	腰林③、草山③、山②、他
奥門田・M島平	10	1～22	77.4	73.2	3.9	草山⑨、薪炭山①、他
奥門田・K文太郎	10	1～23	131.3	54.3	4.4	草山⑧、木山②、山②、他
奥門田・U作蔵	8	3～17	72.7	5.0	4.2	腰林②、草山③、山①、他
奥門田・A喜作	9	3～18	58.2	22.6	4.2	腰林②、草山⑥、山②、他
奥門田・F周五郎	13	3～19	73.8	28.2	4.4	腰林⑥、草山③、山⑦、他
岡大内・H清四郎	7	5～20	79.0	41.7	5.9	腰林①、草山③、山⑥、他
奥門田・O善五郎	9	8～15	38.4	29.2	4.2	腰林③、草山③、山①、他
下門田・N辰蔵	5	10～17	101.2	75.1	6.7	草山④、薪炭山①、山③、他
下門田・N延蔵	6	15～27	43.9	15.0	5.6	草山②、薪炭山①、山①、他
奥門田・K利右衛門	5	16～26	69.7	—	—	草山③、山①、原野③
中門田・S為蔵	6	21～26	—	7.5	3.9	草山①、薪炭山①、他

注) 表1と同じ。期間の「1～14年」は明治元年から14年までの間に取引があったことを示し、その他の丸数字は箇所数を示す。

に売られており、のちに浪次郎経由で栗本家へ所有権が移ることになる。明治10年、K家の栗本家への借財は140円余、米15石余で、他には新市の秋山利太郎に12円余あった⁸⁾。明治21年のK家の地租額はわずか4厘であったから⁹⁾、これまでにK家は先祖代々の家産のすべてを失ったのであった。

N直蔵以下の奥門田の他の売主についてみると、1町歩以上を栗本家に売却したN喜代太郎とK文太郎も明治21年の地租がそれぞれわずか1厘と4厘であるから、K佐太郎同様にそのすべてを手放したことになる。この表の奥門田の売主で売却後に1反以上の田を所有していたのはS善作とM島平、それにK利右衛門の3人だけで、あとはすべて栗本家に買い取ってもらったのであった。明治10年末に奥門田では9軒が趣法（管財方式による経営再建）を願い出たが、この表のM島平、それにF周五郎とK利右衛門を除く8人はその該当者であった。ちなみに唯一宅地を手放していないK利右衛門は嘉永5（1852）年に分家した奥室屋の当主で、文三郎の甥にあたる。利右衛門の母（文三郎の姉）が明治16年に亡くなるが、その年から利右衛門の田地売却が始まるのは偶然であろうか。

表5 不在地主からの購入一覧

村(大字)・人名	数	年代	対象地	田(畝)	畑(畝)	宅地(畝)	その他
高暮・G浪次郎	6	16～22年	奥門田	13.1	43.0	9.2	草山②、薪炭山①、山①、他
新市・I知三	6	17～29	高暮/南/新市	288.5	94.0	14.3	山林⑤、原野⑧、他
宮内・I仲右衛門	1	18	下門田	48.7	25.9	8.3	草山①、薪炭山⑥、他
高暮・T宗二郎	1	19	奥門田	84.7	36.9	—	山⑩
新市・I多助	1	20	南	73.7	—	—	
川北・H元八	1	20	奥門田	14.1	0.1	—	
阿井・S三郎右衛門	1	24	上里原	73.6	19.9	3.9	草山⑤

注) 表1に同じ。

次に表5は他村の地主（当該村のいわゆる不在地主）が所有していた田地を栗本家が引受けた事例である。G浪次郎が売却した土地は、前述したようにK佐太郎のかつての所有地であった。栗本家は奥門田だけではなく、高暮・上里原・南・新市・下門田の土地も引受けている。出雲の阿井・S家は大鉄師櫻井家である。彼らが栗本家へ耕宅地を売却した理由は明らかにならないが、この耕宅地・草山は中川原名という一式であった。

ただ新市・I知三は栗本林右衛門の四男で、文三郎の末弟にあたり、明治7年に新市村岩見屋ナヲ方へ養子として入った。明治17年に新市の2畝15歩の宅地を栗本家に売却すると、同22年には高暮、24・25年には南、29年には新市の田畑7反5畝余と4畝16歩の自宅屋敷地も米66.4石で引取ってもらった。文三郎は同25年、新市に所有していた1町3反余の田畑を知三へ「無代にて譲与」しているにもかかわらず¹⁰⁾、知三が土地を手放していることは、よほどI知三家は借財に

表6 一跡引受もしくはそれに類似の購入一覧

村(大字)・人名	年代	収穫米	田(畝)	畑(畝)	宅地(畝)	その他
上里原・S繁左衛門	12年	15.0石	87.5	16.3	6.5	山林②、草山④、他
〃・S清八	12	13.0	102.5	49.3	7.5	腰林①、草山⑤、他
〃・W愛三	12	5.8	52.7	12.3	4.1	山林①、草山②、他
中門田・M鹿四郎	12	19.6	89.1	41.5	7.1	草山⑤、腰林①、他
〃・T林蔵	16	3.5	21.5	9.6	3.0	草山①⑤、薪炭山②、他
上里原・M増左衛門	18	8.1	90.1	17.4	3.8	山③、秣場②
〃・O為三郎	18/25	15.0	89.3	26.4	5.2	山③、薪炭山①、原野③
上湯川・K米三郎	21/22	?	133.6	23.2	4.8	山林③、原野②、他
下湯川・K倉太郎	22	?	84.4	21.0	2.2	山⑨、他
奥門田・A茂平	26	15.5	5.1	12.0	7.1	山林③、他

注) 表1と同じ。

苦しんでいたものと思われる。

次に土地売却の特徴的なものとして一跡(一式)売渡しという形態がみられる。表6に10名の事例を摘出した。表中の収穫米は明治10年の米収穫高であるが、これはすなわち「売切証文控」などだけでは一跡引受かどうか判明しないので、参考のために表示してみたものである。たとえば最初のS繁左衛門は8反7畝の田を売却しているが、これは収穫米からみて繁左衛門のすべての田を売却したと推測してよいのではないか、したがってその他の地目もかんがみて一跡売却と判断したのである¹¹⁾。なかにはO為三郎とK倉太郎のように2度にわたって売却しているが、これも一跡売却に準じるものとしてここに含めた。

栗本家の居村の奥門田ではA茂平の一件だけであるが、それは表4のように数回にわたって切売りしながら経営を維持するという対応が多かったからである。すなわち栗本家においても売主が共同体から脱落しないような考慮を働かせていたものと思われる。明治12年段階で上里原村や中門田村では栗本家のような地主がいなかったことに加えて、上里原村の戸長附属が表6に見えるS清八であったこと、そして中門田村の戸長附属が栗本文三郎であったことから、そうした関係を通じて共同体成員の救済に動かざるをえなかったのであろう。

II 売主との小作契約～共同体的土地秩序解体への対応～

1. 一跡引受の場合の小作契約

ここでは栗本家が購入した土地を誰が耕作することになったのか検討しておきたい。まず前章の最後に検討した一跡引受の場合からみてみよう。表6に示したように明治12年には4件あったが、すべて売主がそのまま小作人となっている。

S繁左衛門の小作証文はみられないが、明治13年の「田畑草山懸ケ米受取算用帳」に6.3石の小作料を納めているので、直小作として伝来の家屋敷に住み田畑をそのまま耕していることは明ら

かである。ただ同18年からは同村のH彦四郎が小作人となり、そして同23年からは再びS久右衛門（繁左衛門の子か）が27年まで小作人であったことが確認できる。同28年12月にはS勘蔵の小作証（小作料は6.6石に値上）が残っているものの、同31年段階では再び他家のS佐右衛門が小作人となっており¹²⁾、S家そのまま小作人として継続していたわけではなかった。

S清八は同14年から16年までの3か年は小作人としての名前もみえず、他にも相当する小作人もみえないから、永代売切りながらも買い戻した可能性が高い。しかし同17年からは再び小作人として契約している。W愛蔵も直小作であったが、明治18年からは小作人として登場しない。またその田地5反2畝余もみえないので、愛蔵が買い戻した可能性も高い。愛蔵の「地所永代売渡証書」に「右の地所居宅山林一切今度貴殿へ永代売渡し、則ち前文代金正に受取り申し候処実正也、然る上は永々貴殿御所有御勝手たるべし、拙者勿論子孫に至る迄聊か関係これ無し」とあり、また「田地掛り受小作米定約取交証書」に「此の掛り米明治十三年より同曆来る式十年迄拾ヶ年間、壹ヶ年に付米式石四斗宛の定め、尚又明治廿三年よりは申合せの上小作米相定め申すべき事」とあるものの、「地所売渡し候時の値段」で栗本家が売り戻したのであろうか。それならばいわば本物返しといえよう。なお上湯川のK米太郎の一跡（桃ノ木名）も同26年までしかみえないので売り戻してあげたものと思われる。ただしそういった証文は残されていないので確認できない。

明治16年のT林蔵以下売主もM増左衛門を除いてすべて直小作となった。明治10年時に8.1石の収穫高（石高は6.755石）からすれば、M増左衛門が売却した9反の田は多すぎるので、この間に田地を購入したと考えざるをえない。小作人は下門田のK惣平であったが、明治23年からは上里原のN虎五郎が小作人となっている。

2. 不在地主から購入した場合の小作契約

不在地主から購入した田地の場合は、そのまま元の小作人が栗本家と契約したものと思われる。以下、表5にしたがって検討してみよう。G浪次郎分は元の所有者であったK選（佐太郎の子）が19歩の田を除いて、栗本家と同19年3月に小作契約の証文を交わしている。しかし同21年には契約は解消され、その多くの地目はK利三郎に引き継がれた。利三郎は6反5畝の自作田を所有しているから、この小作田1町5畝余を加えると1町7反の田を耕作していることになる。また利三郎が栗本家に土地を売却したという事実もないので比較的安定した自小作農といえようか。

次にI知三分をみよう。明治22年の高暮分はS力三郎とW民蔵が小作人であった。力三郎は宅地も借りているいわゆる株小作の形態をとっているのもともとの所有者であったのであろう。しかし死亡・病気など何か不都合があったのであろうか¹³⁾、翌23年にはもう一方の小作人W民蔵のほかに3名が連名で小作契約を結んでいる。また24年と25年に売却された南分は、H広恵ほか3名が小作人となっている。

下門田のI仲右衛門分は同村のU菊右衛門が一部を小作しているが、残り分の小作人は不明である。高暮のT宗二郎が奥門田に所有する田9筆は4名の小作人によって耕作されていた。栗本家もそのまま採用したのである。

明治20年に購入した南のI多助分は同村のN宗八が小作人となっているが、これも以前は宗八の田であったのだろう。また奥門田のH元八分はI赫三郎が小作人となったが、これも元の持主は赫三郎の親であるI折蔵であった。宗八も赫三郎も明治31年段階でも小作を続けていた。

次に上里原で櫻井家から引受けた土地（中川原名）の小作人は表6に記されたS清八である。清八の小作証が残っており、4筆の田や3畝28歩の宅地など一式を4.57石の小作料で請け負っている。しかし「所有田地収穫見積帳」によれば、実際に小作料を納入しているのはS福蔵である。福蔵は又小作なのであろうか。清八は前述したように別の一跡を栗本家に引受けてもらっていたので、中川原名は福蔵の一跡であったと推測できる。なぜ清八が契約しているのか疑問であるが、いずれにしても一跡を維持するためにとられた対応であったといえよう。

3. 切売りの場合の小作契約

まず奥門田の場合を検討しよう。奥門田の田地筆数504筆のうち明治21年時の栗本家の所有田地は約3割に当たる151筆であった。また表5と表6の田および栗本家の自作田を除いた明治14年から25年までの栗本家が取得した田は107筆である。このうち売主が明治26年時点でもそのまま小作人であった田は78筆であった。初めは売主が小作をしていたが、同26年以前に第三者が小作人となった田は22筆で、残る7筆のうち5筆は売主ではなく他者が小作人となった田で、これはかつて庄屋・少長を勤めたK佐太郎の田である。2筆はI兼四郎が同18年末に売却した田で、栗本家はこれを19年から21年まで自作し、翌22年からはM葛司へ小作に出した。したがって7筆の例外があるものの、奥門田で土地の移動にともなう耕作者は前所有者、すなわち直小作形態が大半を占めていたといえそうである。

次に奥門田以外の村をみよう。明治18年までに栗本家が買い取った66筆のうち、売り手と小作人が一致するのは43筆である。残りの23筆については、当初から売り手でない者が耕作したのか、途中で交替したのか明らかにならない。また明治19年から22年までに購入した62筆のうち半数近くの29筆が直小作であった。直小作でないものには表5の不在地主も含んでいるので、栗本家への土地の移動に際して耕作者が交替するという事は、特別の理由がない限りそう多くはなかったといえそうである。

以上、それぞれの場合についてみてきたが、売買の成立にはどのような背景があったのだろうか。これらの多くは借財の累積や貧困（経営赤字）などによるものであることは間違いないが、栗本家が各耕宅地に食指を伸ばして積極的に集積したものなのであろうか。やはり全体的に直小作が多いことを考慮すれば、地主栗本家の土地購入は明治前期においても共同体成員への扶助と

いう側面が強かったのではないだろうか。

この点について少し具体的事例をあげておこう¹⁴⁾。奥門田村字龍神尻の出口名はすでに早くから栗本家が引き受けていたが、明治21年の小作人はK留蔵とO儀四郎であった。そこに去年まで一部小作していたK元平が再び小作したいと申し出たが、留蔵と儀四郎が「返地」を拒否して差纏れとなった。栗本家ではM葛司・K利三郎ら有力村民（栗本家の小作人でもある）と協議し、「三名して本年より向う五年間小作致させ候事」にしたが、条件として「出口名に住居のK市太郎・Kワカ両人の者小作仕り度の由申し出」があれば、期限内であってもワカ・市太郎親子に小作権を譲ることとしたのであった。出口名の元の持主Kワカが小作をしていなくてもそのまま屋敷に居住していたことがわかる。当時のこの地域の地主たちは、共同体的土地秩序の解体に依りてその潮流に乗っていったのではなく、解体に直面して直小作など経営維持のための対応策を選んだのである。しかしその小作料がいわゆる高率高額小作料で小作人の経営を圧迫することになるならば、地主のそういった歴史的な性格はきわめて薄かったと評価せざるをえない。

Ⅲ 栗本家の小作証文と小作料

1. 小作証文の作成と契約内容

栗本家で確認できる明治20年代までの小作証文・証書は84通である¹⁵⁾。そのうち同19～21年の3年間に半数近くの38通が作成されている。そして19年より以前の証文は10通だけであり、うち奥門田村の小作人は表4のK文太郎のわずか1通である。これはたまたま残らなかったというより、自村内では小作証文を作成する必要はなく口約束ですましていたからと思われる。同じく19年以前の他村での小作証文は9通みられるが、いっぽう証文を取り交わしていない小作人も十数人おり、明治19年ごろから小作証書が一般的に作成されるようになったと考えてよいであろう¹⁶⁾。

次に小作証文の内容に移るが、まず借用地・借用物件に関する特徴を指摘してみたい。第一に、田のみあるいは田畑のみの小作契約は1件もなく、山林・草山あるいは秣場（原野）が必ずといっていいほど附属していることである。ただし宅地のみ借りている場合はこの限りではない。第二に、小作契約の初年度に1反につき2斗の種籾が預けられていることである。これは小作期間中にはこれを預かり、契約解消時に返納する約束であったが、栗本家はもちろんこれを無利子とした。第三に、株小作形式の場合に多くみられるが、馬屋肥・稲藁・稲干木などが書き上げられていることである。

次に証文・証書の本文にみられるパターンをあげておく。

- ① 「右の地所居宅共貴殿御所有の処、本年より…掛り受け小作致し候」。
- ② 小作料とその納付期限（10月限り）。
- ③ 小作料未納に至った場合「受人へ引受吃度弁納仕るべく候」。

本文にみられる共通のパターンは以上の①～③に収斂される。①の中略部分には小作年限の規

定が盛りこまれている場合もある。そのほか比較的多くみられる事例として次の2点があげられる。

④ 地主において事情があれば「年限中と雖も何時にても地所居宅とも速やかに返戻」。

⑤ 肥草・田畑手守護の出精、立木の管理・伐採自粛。

また表4の下門田・N延蔵の26年の証書には「拙者小作中は幾年にても此の証券御採用成るべく候事」とあり、小作料の一方的な値上を牽制している。しかし④などはいかに地主の権力の強大さを思わせるが、先に紹介した奥門田出口名の事例にみられるように小作地の一方的な引き上げは容易ではなかった。③については、「受人」（保証人）が現米を納入した事例はないが、未納を出した小作人の契約は解消せず、保証人が代わりに耕作を担当して小作料を納めた場合があった。しかしそうした事例は、小作人が年少や後家など小作担当能力が低い場合であり、多くは納入を翌年に延ばしている事例が多い¹⁷⁾。

2. 小作料の査定と水準をめぐって

最後になったが、栗本家の小作料が如何にして設定されていたのか、一つの仮説を述べてみたい。表7は明治19年に作成されたO儀四郎の証書の概要である。この名のかつての所有者は表4のN直蔵であったが、明治9年から毎年小作料の未納が続いていた。おそらく同18年に直蔵が死亡したのであろう。配偶者のNツルが小作人とされているが¹⁸⁾、この年からO儀四郎が実際に小作を請け負い、同21年からはY関太郎が請け負った。

さて表7の地代の欄はどのような意味があるのだろうか。小作証書を1冊にまとめた「田畑草山懸渡定約控」には、奥門田の小作証文に限って朱筆で小作料の内実が注記されている。儀四郎の小作料は本文に「然る上は小作米三石六斗七升十月限り」と記されているように3.67石であり、朱筆がこの小作米と一致する数少ない例である。多くは朱筆の合計の方がやや高くなっている。したがってこの朱筆は20年代に栗本家が小作料を上げようとして査定したものと思われる。

そこであらためて表7を検討すると、小作料の対象となっているのは3筆の田と宅地、それに草山1ヶ所である。8歩の田は2反2畝の田に含まれるのであろう。畑・秣場は小作料賦課の対象からはずされ、山林のほとんどは田の附属地と

表7 O儀四郎の小作証文(19年)

地目等	面積等	地代	
秣場	1-18	0.5石 1.2	
畑	1-24		
田	9-03		
田	19-23		
畑	3-04	1.65	
畑	4-10		
田	0-08		
田	22-00		
水車場	0-02	0.3	
宅地	4-15		
畑	0-06	0.02	
秣場	0-22		
畑	0-27		
秣場	5-16		
畑	0-24	0.3	
畑	7-04		
秣場	2-20		
小計	田	51-04	3.35
	畑	18-09	
	宅地	4-15	0.3
秣場	10-16		
居宅	1軒	0.02	
種	1.18石		
草山	46-06		
草山	220-15		
草山	13-00		
草山	11-06		
草山	80-00		
草山	25-00		
草山	20-06		
草山計	416-03		

注)「田畑草山懸渡定約控」(明治12年)により作成。

みなされ小作米は掛っていないことがうかがえる。もちろん畑や秣場に小作米が掛っている場合もあるがきわめて少ない。したがって栗本家の小作料は基本的に田と宅地を対象としているといつてよいであろう。ここに栗本家の小作料の特色がある。

ではこの地代の査定は何を根拠としているのであろうか。田3筆の地租改正における標準収穫米（いわゆる押付反米に基づき、種肥代15%を引いていないもの）は、上の田からそれぞれ0.546石、1.379石、1.526石であり、地代もこれに準じているようにもみえる。しかし他の小作地をみると、たとえば16番地（1反11歩）と17番地（1反5畝5歩）を小作しているM督三郎の地代は1.05石と1.1石であったが、標準収穫米は0.726石と0.747石であり地代は標準収穫米を大きく上回っている。むしろこうした事例の方が圧倒的に多いのである。

では次に実際の収穫高との関係を検討してみよう。儀四郎の小作田の明治14年から27年までの平均収穫高は、それぞれ1.413石、3.873石、4.849石であり、これと比較すれば査定地代率は35%、31%、34%となる。栗本家の小作料率は結果的にはおしなべて収穫高の3分の1前後に落ち着くが¹⁹⁾、その査定論理をあえて推測すれば次のようになる。それは収穫高から必要経費として5割を差引いた残りを地主が3分の2、小作が3分の1分けあうという方法である。この計算で栗本家の小作米高との近似値がえられる。前出のM督三郎の平均収穫高が2.72石、3.165石であるから、計算すれば0.9石と1.05石となる。

こうした地代の査定方式は近世期の年貢賦課方式にその原型があるのではなからうか。豊臣秀吉が命じた「天下領知方儀、毛見の上を以て三分二は地頭、三分一は百姓之を取るべし」（「御掟追加」）という年貢の取分は、実は必要経費に当たる部分を差引いたうえでのことであろう。福島正則の家老福島丹波重治が慶長6（1601）年、備後国深津郡惣百姓に対して「当所免合の儀、今度御検地帳面を以て七ツ出すべく候」²⁰⁾と命じたのも、秀吉時代の方針を受け継いだものであった。石高の7割というのはいかにも高いように思われるが、石高自体が収穫高を反映しているわけではなく、2、3割以上の種肥代を控除したものが石高と結果的になっていると思われ、実際に収穫物の6割、7割といった年貢を納めているわけではない。

おわりに

廃藩置県、地租改正等の一連の制度改正のなかで、恵蘇郡旧高野山組では共同体的土地秩序の崩壊に直面していた。そうした事態のなかで栗本家は40町歩（のちに50町歩）地主へと成長し、大正初年には広島県地主会の会員となった。土地集積の結果だけみれば地主的土地所有の発達ということに尽きてしまうが、共同体的土地秩序の解体にともなう村民の動向を考慮すると、村内での生活を続行させようとした栗本家の姿が浮かび上がってくるであろう。

すなわち直小作を条件として土地を購入しており、結果として株小作的な地主小作関係となり、「名」の維持に貢献したのである。株小作といっても人格的支配従属関係が成立したわけではな

い。明治39年の「日誌」によれば、旧正月にK好太郎ら近所の小作人3人が挨拶に来ただけであり、また小作人が栗本家のために何か無償労働をしたということもない。そうした意味で栗本家の地主小作関係は、小作証書という契約書を通じて結ばれた関係であり、かつ土地秩序解体の進行に際して、地域世話役として、またかつての共同体仲間へ「温情主義」をとらざるをえなかった。そのことは栗本家の小作米の査定によく表れている。

注

- 1) たとえば庄司俊作『『温情的』小作人支配の歴史的 성격』（『日本史研究』318号、1989年）や高橋満『地主支配と農民運動の社会学』（お茶の水書房、2003年）など「支配」という用語が用いられる場合が多い。
- 2) 佐々木寛司『地租改正と明治維新』（文献出版、1988年）、同『地租改正』（中公新書、1989年）。
- 3) 水林彪「土地所有秩序の変革と『近代法』」（『日本史講座8』東京大学出版会、2005年）、同「歴史学概念としての〈封建制〉と〈郡県制〉」（張翔・園田英弘『『封建』・『郡県』再考』（思文閣出版、2006年）。
- 4) 栗本家の地主としての存在形態については、拙稿「明治前期における中国山地の地主小作関係」（『近世近代の中国地方—たたら製鉄・石見銀山と地域社会』清文堂、2008年刊行予定）を用意しているので参照されたい。
- 5) 有元正雄「地主制下の諸階層構成—備後南部を中心として—」（後藤陽一編『瀬戸内海地域の史的展開』福武書店、1978年）、勝部真人「確立・興隆期における〈近畿型〉地主制の諸特質—備後福山地方を事例として—」（『史学研究』149号、1980年）、棚橋久美子「地主制衰退期における地主経営の動向—広島県芦品郡信岡家を事例として—」（『内海文化研究紀要』17号、1989年）などがあげられる。
- 6) 出雲地方の地主制に関しては、高橋幸八郎『島根県における株小作制度と田部家（鉄師）の構成並びに農地改革の影響』（財団法人農政調査会、1952年）、有元正雄「山陰における地主制の構造」（内藤正中編『近代島根の展開構造』名著出版、1977年）などがある。
- 7) 福山市・栗本家文書「売切証文控」（明治11年）。以下断りのない限り、引用史料は栗本家文書である。
- 8) 「窮民仕法歎願諸書類綴」（明治10年）。
- 9) 「奥門田村人別地租書抜帳」（明治20年）。なおK家の同20年の地租は0円であった。また明治23年の「高野山村貧富等級調査票」は、村民を1等から50等までと等外に分類したものであるが、K選は45等であった。しかも二重線で抹消されているから、離村した可能性が高い。ちなみに1等は栗本守四郎、7等に新市の白根茂助、10等に高暮の田中宗二郎（表5）と続く。
- 10) 「前室屋世代記」（明治14年）。

- 11) この証文には「一跡」という文言はないが、「右田畑山林宅地居宅株式残らず今度貴殿永代売渡し申し候」とある。なお「一跡残らず」とあるのはS清八の証文のみであるが、他の売買もそれに準じるものとしてよいであろう。
- 12) 「田方出来立収穫見積帳」(明治18年)、「所有田地収穫見積帳」(明治23年)、「田畑草山懸渡定約控」(明治12年)、「田地収穫見積高反別書出帖」(明治31年)などによる。
- 13) 前掲「高野山村貧富等級調査表」によれば、S力三郎の名前はなくS乙吉が48等にみえる。おそらく力三郎が亡くなり、乙吉が跡を継いだのであろうが、年少であったので受人(保証人)たちが小作として契約したものと思われる。
- 14) 15) 一紙類の証文と「田畑草山懸渡定約控」(明治12年)による。
- 16) 明治21年ごろの広島県の一般的な地主小作関係を報告した『農事調査書』に、「土地の貸借は従前多くは口約に止まるものにして、別に証書の取換え等をなすものあらず、然るに近来小作人の内其の小作米の納付を怠り、或いは品質不良の米穀納付せんとする等種々の弊を生ずるを以て、往々小作証書を交付する」傾向があると述べられている(『広島県史』近代現代資料編Ⅱ、第1部65号)。
- 17) 19) これらの事例については前掲注4) 拙稿を参照されたい。
- 18) 長男の亀蔵は明治5年に15歳で亡くなった。男子は他になく女兒が1人いた(「戸籍帖」明治5年)。
- 20) 『広島県史』近世資料編Ⅲ、1号。

The Dealings in Real Estate and the Tenancy Contract in the Villages of *Chugoku* Mountains in the first half of *Meiji*; Case Study of *Kurimoto* Who held about 40cho (about 40 ha.) of Rice Field

Tomihiro NAKAYAMA

From a different angle what is called from a parasitic land owner system theory, this paper tends to try one analysis. The parasitic land owner system has been positioned as a feudal system that tenancy management was small, by having been very high rent paid by tenant farmers, etc. Therefore, the landowner was governing the tenant. In many papers, it expressed, when the landowner of the *Meiji* term governed the tenant, and the special feature of the rule has been discussed.

In a series of systemic revision for modernization, The villages in *Chugoku* Mountains were faced with collapse of community land order. The *Kurimoto* family grew up to be a large landowner in such a situation. If only the point of having collected lands is seen, it will be exhausted to development of *Jinushi* landownership, but if the painfulness of the life of village people accompanying demolition of community land order is taken into consideration, the figure of the *Kurimoto* family in which troubles were suffered in order to continue the life in villages will be in sight.

That is, on condition that a seller tenanted a firm as it is, the *Kurimoto* family had purchased land. It contributed to maintaining a life of people who became a tenant by that. The relation between *Kurimoto* family and tenants turned into a relation connected through a contract called a tenancy bond in such a meaning. And on the occasion of advance of demolition of land order, “paternalism” had to be taken to the friend of the once community as a sponsor of an area again. That had appeared well in the rent paid by a tenant farmer which the *Kurimoto* family imposed.